

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する規則

昭和 57 年 12 月 21 日

規則 第 2 号

改正	昭和 62 年 3 月 31 日	規則第 1 号	平成 12 年 3 月 23 日	規則第 3 号
	平成 5 年 4 月 1 日	規則第 5 号	平成 19 年 4 月 1 日	規則第 1 号
	平成 7 年 3 月 31 日	規則第 1 号	平成 20 年 4 月 1 日	規則第 1 号
	平成 9 年 12 月 24 日	規則第 2 号		
	平成 11 年 3 月 31 日	規則第 1 号		

(目的)

第 1 条 この規則は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 45 年条例第 7 号）第 2 条において準用する福井市職員の給与に関する条例（昭和 26 年福井市条例第 22 号。以下「条例」という。）の規定に基づく、特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、手当の額及びその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務手当の種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃棄物処理手当
- (2) 除雪作業手当
- (3) 用地交渉手当
- (4) 特殊自動車運転手当

(廃棄物処理手当)

第 3 条 廃棄物処理手当は、清掃センターに勤務する職員が清掃センターにおいて廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に定める廃棄物を処理する作業に従事した場合に支給する。ただし、その従事した時間が 1 日について 3 時間に満たないときは、これを支給しない。

(除雪作業手当)

第 4 条 除雪作業手当は、職員が次に掲げる除雪又は排雪作業に従事した場合に支給する。

- (1) 道路交通の確保のために暴風雪警報又は大雪警報発令下において従事した場合
- (2) 道路交通の確保のために夜間において従事した場合
- (3) 建築物等の安全確保のために 4 時間以上従事した場合

(用地交渉手当)

第 5 条 用地交渉手当は、管理者が定める職員が庁外に出張し、土地の取得（換地を含む。）又は土地の取得に伴う物件の移転について、相手方と直接交渉する業務に従事した場合に支給する。

(特殊自動車運転手当)

第 6 条 特殊自動車運転手当は、職員が道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 号に掲げる大型特殊自動車を除雪又は排雪作業により 2 時間以上運転する作業に従事した場合に支給する。

(手当の額)

第7条 特殊勤務手当の額及び支給の基準は、別表のとおりとする。

(併給の禁止等)

第8条 特殊勤務手当は、これを併給しない。

2 2以上の特殊勤務手当の支給の対象となる業務又は作業に従事した場合においては、それらの手当のうち最高の額の特殊勤務手当を支給する。

3 次の表の左欄の掲げる特殊勤務手当の支給される場合においては、前2項の規定にかかわらず当該手当に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当を併給することができる。

除雪作業手当	特殊自動車運転手当
--------	-----------

(支給の方法)

第9条 第4条に規定する特殊勤務手当は、条例第7条の2第1項に規定する地位にある職員には支給しない。

2 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(特殊勤務実績簿)

第10条 所属長は、職員が特殊勤務手当の支給の対象となる業務又は作業に従事したときは、別記様式による特殊勤務実績簿を作成しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に特殊勤務手当として定められていた手当の支給については、この規則によって定められたものとみなす。

附 則 (昭和62年3月31日規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日規則第5号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年12月24日規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 清掃センターに勤務する職員が清掃センターにおいて廃棄物を処理する作業に従事した場合は、

この規則による改正後の福井坂井地区広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に限り、日額 500 円を特殊勤務手当として支給する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 1 号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

種 類	支 給 基 準		金 額
	業 務・作 業	支給単位	
廃棄物処理手当	第 3 条の作業	日 額	290 円
除雪作業手当	第 4 条第 1 号の作業	日 額	450 円
	同条第 2 号、第 3 号の作業	日 額	300 円
用地交渉手当	第 5 条の業務	日 額	350 円
特殊自動車運転手当	第 6 条の業務	日 額	750 円

